

# 高岡市景観計画の景観づくりの基準チェックシート（池の端通り地区）

それぞれ該当する行為の種類ごとに、「景観計画区域内行為届出書」に必要な添付書類の一つとして、以下のチェックシートを提出してください。（地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

1 建築物又は工作物の新築、移転、又は増築、改築で外観の変更が生じるもの				
件名		記入者		
行為の場所				
地区名	池の端通り景観形成重点地区			
周辺景観の特性	宅地内の樹木や生け垣等、古城公園の緑に調和した豊かな緑の流れを感じさせる住宅地である。また、屋根は、棟方向の揃った瓦屋根の平入りタイプが多く、落ちついた家並みとなっている。 古城公園という都市のオープンスペースに隣接していることや中心市街地にも近く利便性の高い住みやすい住宅地である			
項目	基準	緩和措置	具体的な配慮又は工夫の内容	
1 基本事項	古城公園の自然と調和した、緑が多く瓦屋根が連続する風情漂う落ちついた町並みの景観形成を図る。			
2 個別事項	(1) 位置	ア 敷地境界から後退させるよう努め、隣接する建物の外壁や軒先をそろえる配慮をする。		
	(2) 高さ	ア 建物の高さは、第一種住居地域については10m以下、商業地域については12m以下とする。 イ 3階建て以上の場合、3階部を通りからセットバックさせ圧迫感を与えないようにする。		
	(3) 形態	ア 屋根は、勾配屋根とし切妻平入りとする。 イ 勾配は周囲と調和したものとし、一階部分に小庇や下屋を設けるなど町並みの連続性を配慮するとともに、一体感を演出するデザインとする。		
	(4) 素材	ア 屋根は日本瓦葺とし、連続感を創出する。 イ 外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。	ア 屋根は落ち着いたある瓦葺とし、連続感を創出する。 イ 外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。	
	(5) 色彩	ア 瓦の色は黒色系を基調とする。 イ 外壁の色は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。		
	(6) 設備	ア 建物正面や屋上には設置しないこととする。通りに面する位置での設置がやむを得ない場合は建物に取り込み、見えがかりに配慮し、周囲の景観への配慮を行う。 イ 通りに面する屋根面への太陽光パネルの設置は不可とする。	ア やむを得ず通りに面する位置に設置する場合は覆いをするなど見えがかりに十分配慮し、建物本体との調和を保ち、周囲の景観へ配慮する。	

項目	基準	緩和措置	具体的な配慮又は工夫の内容
2 個別事項	(7) 広告物等	<p>ア 自家用広告物のみとし、独立型や突出型及び建物上部への設置は避ける。</p> <p>イ 富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。</p>	イ 広告物の位置、形態、色彩を町並みと調和のとれたものとする。
	(8) 用途	ア 地区のマイナスイメージをもたらす用途の建築物は避ける。	
	(9) 駐車場	<p>ア 通りに面する位置でのカーポート等の設置は不可とする。</p> <p>イ 町並みの連続性を損なわないように周囲に生け垣等を設け、通りから駐車している車等が目立たないようにする。</p> <p>ウ 新築、改築時は建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が直接見えないようにする。</p>	
	(10) 外構(垣・さく・塀)	ア 閉鎖的なブロック塀を避け、高さを揃えた生け垣等の設置に努める。	
	(11) 緑化	ア 通りに面する敷地には、積極的に植栽を施し、緑の流れを作る。	